筑波大学ヒューマンエンパワーメント推進局長　殿

Learning Support Book（LSB）教育関係共同利用申込書

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
|  |  | 申込年月日 | 年　　　月　　　日 |
| 1. 申込者情報 | | | |
| 学校名 | | 学校種別 | |
|  | | * 大学　　　　（□ 国立　 □ 公立　 □ 私立） * 短期大学　　（□ 国立　 □ 公立　 □ 私立） * 高等専門学校（□ 国立　 □ 公立 　□ 私立） * 専門学校　　（□ 国立 　□ 公立　 □ 私立） * その他　　　（　　　　　　　　　　 　） | |
| 所属名 | |
|  | |
| 職名 | | 担当者氏名 | |
|  | |  | |
| 住所 | | | |
| 〒 | | | |
| 連絡先（TEL） | | 連絡先（E-mail） | |
|  | |  | |
| 1. 申込内容 | | | |
| 希望内容 | □ トライアル版（上記の連絡先E-mailが指定されます）　□ フルサポート版 | | |
| 希望利用開始日 | 年　　　　月　　　　日 | | 〜利用開始日の属する年度の末日 |
| 希望ログインＩＤ |  | | ※半角英数字, 記号（ﾄﾞｯﾄ,  ｱﾝﾀﾞｰﾊﾞｰ, ﾊｲﾌﾝ）が利用可 |
| ※以下、フルサポート版申込者のみ記入 | | | |
| 学生数 |  | 人（　　　　　　年　　　　　月時点） | |
| 請求先　所属名 | | 請求先　担当者氏名 | |
|  | |  | |
| 請求先　職名 | | 学術認証フェデレーションの参加状況 | |
|  | | □ IdPとして参加済　　□ 未参加　　□ 不明 | |
| 請求書　送付先住所（上記の住所と異なる場合のみ記入） | | | |
| 〒 | | | |
| 連絡先（TEL） | | 連絡先（E-mail） | |
|  | |  | |

Learning Support Book（LSB）教育関係共同利用にかかる留意事項

　申し込みされる大学、短期大学、高等専門学校及び専門学校（以下「大学等」という。）においては、下記の留意事項をあらかじめご了承の上、お申し込みください。

【共同利用の趣旨】

・Learning Support Book（以下「LSB」という。）教育関係共同利用（以下「共同利用」という。）は、ヒューマンエンパワーメント推進局（以下「推進局」という。）で開発したLSBを大学等に配信し、推進局における障害学生支援の実践研究・活動を通して蓄積された成果等を広く社会に発信することを目的とする（第２項関係）。

【フルサポート版の利用】

・共同利用を希望する大学等は、共同利用申込書をヒューマンエンパワーメント推進局長（以下「局長」という。）に提出し、その承認を得なければならない（第５項関係）。

・共同利用の承認を受けた大学等は、別表に定める利用料を納付しなければならない（第６項関係）。利用料の納付方法は予定される利用期間分の一括納付とし、利用料の日割り計算は一切行わない。

・納付された利用料は、返付しない。ただし、返付すべき事由があると認められる場合は、事由に応じ、相当する額を返付することができる（第７条関係）。

別表（第６項関係）

|  |  |
| --- | --- |
| 学生数 | 月額利用料 |
| 20,000人以上 | 8,000円 |
| 10,001〜20,000人 | 7,500円 |
| 5,001～10,000人 | 7,000円 |
| 1,001～5,000人 | 6,500円 |
| 501～1,000人 | 5,000円 |
| 101～500人 | 3,500円 |
| 100人以下 | 2,000円 |

【トライアル版・フルサポート版の共同利用期間等】

・共同利用の期間は、承認された共同利用開始日からその日の属する年度の末日までとする。大学等において年度をまたいで継続利用を希望する場合は再度、共同利用申込書を局長に提出する。ただし、トライアル版の共同利用の期間は、当初の利用開始日から通算して２年を超えない範囲内とする。（第８条関係）。

・共同利用の範囲は、１つの大学等を単位とし、法人内に複数の大学等を有しており、共同利用を希望する場合には各大学等で共同利用申込を行うものとする（第９条関係）。

・共同利用は、利用する大学等からの申し出または推進局の方針により停止することができる。共同利用を停止する場合は、停止希望日から起算して１ヶ月前までに相手方に対して通知する（第10条関係）。

【LSBの利用にかかる免責・権利等】

・共同利用する大学等は、付与された権限の使用・管理に一切の責任を負うものとし、当該権限により認証されたLSBの利用は、すべて当該大学等の利用とみなす（第11条関係）。

・推進局は、共同利用する大学等のLSBの利用に伴う損害・損失が発生した場合、一切責任を負わないものとする（第12条関係）。

・LSBに関する一切の権利は、推進局に帰属する（第13条関係）。

・共同利用する大学等は、付与された権限について、第三者への譲渡等はできない（第14条関係）。